

福祉・介護職員等処遇特定改善にかかる情報公開（見える化要件）

「福祉・介護職員等処遇特定改善」とは・・・

当法人では、これまで福祉・介護処遇改善加算（以下「現行加算」という。）を算定して職員の処遇改善に努めてきました。この現行加算は度々拡充が図られ、令和元年度の障害福祉サービス等報酬改定において「福祉・介護職員等特定処遇改善加算」（以下「特定加算」という。）が創設されました。この特定加算を受けるためには、下記の要件を満たしている必要があります。

《福祉・介護職員等処遇特定改善の算定要件》

- ・ 現行の処遇改善加算Ⅰ～Ⅲを算定していること
- ・ 職場環境要件について「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」の区分でそれぞれ1つ以上取り組んでいること
- ・ 賃上げ以外の処遇改善の取組について、ホームページへの掲載等により公表していること

「見える化要件」とは・・・

特定加算を取得するためには、上記の算定要件がありますが、その中で「見える化」に向けた取り組みについて、特定加算も含めた処遇改善加算の算定状況や、賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組みについて、ホームページの活用や介護サービスの情報公開制度の活用等、外部から見える形で公表することが想定されています。

有限会社 オータムワーキングにおける取組の見える化・・・

1. 福祉・介護職員等処遇特定改善取得状況

全事業所が現行加算（Ⅰ）を算定したうえで、特定加算（Ⅰ）を算定しています。

2. 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容

	職場環境等要件項目	当法人の取組
資質の向上	・ 働きながら介護福祉士等の資格取得を目指す実務者研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修、サービス提供責任者研修、中堅職員に対するマネジメント研修の受講支援（研修受講時の他の福祉・介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む）	利用者のニーズにきめ細かに対応するとともにヘルパーのスキルアップを目指して、取り組んでいます。現在実施しているのは喀痰吸引研修、強度行動障害支援者研修等です。

	<ul style="list-style-type: none"> ・研修の受講やキャリア段位制度と人事考課との連動 	人事考課を毎年2月と8月に実施し、処遇改善に反映させています。
労働環境・ 処遇の改善	<ul style="list-style-type: none"> ・ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 	ZOOM等を用いて、オンラインで実施しています。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・非正規職員から正規職員への転換 	非正規職員の就業規則に正規転換条項を規定している。